

弘前市特定子ども・子育て支援施設等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、市が施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、市長が法第58条の8第1項に基づいて行う監査における基本的事項を定めることにより、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(監査の実施・目的)

第2条 監査の実施・目的については次のとおりとする。

- (1) 監査は、次のアからエまでに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施する。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行う。
 - ア 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
 - イ 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
 - ウ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
 - エ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び法第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合
- (2) 監査を実施する目的は、市長が事実確認を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることである。

(監査の方法等)

第3条 監査方法等は次のとおりとする。

- (1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類を設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合はこの限りではない。

(2) 結果通知

監査の結果、法第 58 条の 9 第 1 項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、その旨の通知を行う。なお、改善を要すると認められる事項が無い場合にも通知を行う。

(3) 改善報告書の提出

通知した文書指摘事項については、改善報告を求める。

(4) 行政上の措置

ア 勧告

市長は、法第 58 条の 9 第 1 項に基づき、次の (ア) から (ウ) までに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。また、特定子ども・子育て支援提供者に期限内に改善報告書を提出させる。

なお、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、市長は、法第 58 条の 9 第 4 項に基づき、その旨を公表することができる。

(ア) 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(イ) 法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(ウ) 法第 58 条の 6 第 2 項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

イ 命令

市長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由が無く勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 58 条の 9 第 5 項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、特定子ども・子育て支援提供者に期限内に改善

報告書を提出させる。

なお、市長が命令を行ったときは、法第 58 条の 9 第 6 項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った県知事等に通知しなければならない。

ウ 確認の取消し等

市長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 10 第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。

また、市長が確認の取消し等をしたときは、法第 58 条の 11 第 3 項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。

(5) 聴聞等

監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

（他の市町村との情報共有）

第 4 条 市は他の市町村に対して、次のア及びイについて情報共有を行う。

ア 監査の実施の要請

確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、第 2 条の（1）に規定する情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

イ 他の市町村への情報提供

確認権限のある市町村が、上記アの要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。

（県への情報提供）

第 5 条 市は県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要

に応じて情報提供を行う。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。